

生坂村有害鳥獣駆除対策協議会 要旨

1. 日 時 令和4年1月18日(火) 午後2時00分～

2. 場 所 村民会館 講堂

3. 出席者

藤澤泰彦(村長)、小原太郎(松本ハイランド農協明科支所営農生活課長)、山崎健一(松本ハイランド農協生坂支所長)、石川君二(村猟友会長)、久保田茂樹(村農業委員会長)、瀧澤勉(県農業共済組合安曇野支所)、山本健太(松本広域森林組合筑北支所長代理)、望月一将(村議会)、山崎清一(村区長会長)、鈴木良一(松本地域振興局林務課)、牛越宏通(副村長)、中山茂也(振興課長)、平林邦寿(産業係長)、瀧澤和旦(建設係)

4. 開 会 副会長【久保田農業委員会長】

5. あいさつ 会長【藤澤村長】

6. 議 事

(1) 鳥獣の被害状況等について

説明事項

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス、ツキノワグマについて、令和3年度の出没・目撃情報と被害状況を報告。また、広域鳥獣防止柵等の整備状況、鳥獣被害防除機具設置事業補助金の内容と実績、村による狩猟免許の取得および更新に係る補助金について説明し、猟友会による有害鳥獣駆除の概要と現在までの捕獲実績を報告。

委員からの質問意見

特になし

(2) 今後の有害鳥獣対策について

説明事項

被害状況等を踏まえた上で、当村における鳥獣防止柵等の防除関係、猟友会による駆除活動、追い払い活動について今後の対応、課題について説明。

追い払い活動については、ICTを活用した効率的な追い払いができる体制の構築について説明。

委員からの質問意見

Q. 村の電気柵等の補助金は村外の方でも使えるか。

A. 補助金の要綱上、村内に住所を有していなければ個人の場合は対象とならない。水利組合等の団体に申請した場合は対象となる。

Q. 放置柿の伐採を進めた方が良いのではないかと。

A. ニホンザルやツキノワグマの被害状況をみても放置柿が狙われる傾向にあることから、今後放置柿の伐採についても検討していく。

Q. 村内に限らず、村外から駆除の協力者を呼び込めないかと。

A. 現状、猟友会員が増えていることから、猟友会員と連携して対応したい。

Q. ニホンザルは1度入ってしまうと大きな被害となるため、1人や2人による追い払いではなく、ローラー作戦のような大規模な追い払いをしてはどうか。

A. 令和4年度は首輪型GPS発信機を活用して、効果的な追い払いを実施していく。

Q. 広域鳥獣防止柵の破損等が見受けられるため、早急に補修するためにも村から補助を出してはどうか。

A. 基本的には地元管理でお願いしている。日本型直接支払事業を活用している地区が多いため、その交付金から補修に伴う材料費を捻出してもらっている。

Q. 会員が増えたことで、村から支給される罾の1人当たりの個数が減ってきている。

くくり罾も8,000円位することから、駆除に伴う報償費も8,000円から近隣市町村と同額程度まで増額してほしい。

A. 筑北村は10,000円、麻績村も令和4年度から10,000円にする予定であることから、生坂村も令和4年度からニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの報償費を10,000円まで増額して予算を計上していく。

Q. ブドウ園においてカラスの被害がでてきているため、過去に実施していたカラス檻による駆除をしてはどうか。

A. 各地域の生産者組合等の意向を確認して検討していく。

Q. カモシカの出没と被害が増加傾向にあると感じるが、対策する方法は無いのか。

A. 特別天然記念物であることから、文化財扱いとなり簡単に捕獲はできないが、塩尻市や松本市においては、捕獲計画を立てて数頭の許可が下りている。

許可を取るには、農地に出没している写真や足跡の写真、被害にあった農作物の写真等が必要となり、手続きにも時間を要する。

7. 閉 会 副会長【久保田農業委員会会長】